

各種申請等の記入の手引き

手数料のご案内

- ・新規指定申請 1万円
- ・更新申請 7千円
- ・変更届 5千円
- ・指定店証の再交付申請 5千円

手数料は申請等の後、下水道課から納付書を郵送します。
金融機関の窓口でお支払いをお願いします。

〈手数料について〉
長久手市の場合、新規申請は1万円、更新申請は7千円です。

① 新規・更新

様式第1号（第5条、第5条の2関係）

添付書類は次ページのとおり

下水道排水設備指定工事店指定申請書

長久手市長 殿

② 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ③
住 所
代表者氏名
T E L ④
F A X
電子メール ⑤

長久手市下水道条例第7条第1項の規定による長久手市下水道排水設備指定工事店の指定を受けたいので、長久手市下水道排水設備指定工事店規則第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
⑥	
事業の範囲	⑦

(裏面)

事業所の名称	⑧
事業所の所在地	〒 ⑨
選任する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号
⑩	

添付書類（新規・更新とも下記の書類を添付してください。）

- ・申請者が法人の場合は「定款」及び「登記事項証明書（登記簿謄本）」
申請者が個人の場合は「住民票の写し」
※「登記事項証明書」、「住民票の写し」は交付から概ね3か月以内
のもので、コピーではなく原本。
- ・様式第2号 誓約書
- ・様式第3号 責任技術者名簿
- ・責任技術者証のコピー（全員分）
- ・様式第4号 機械器具調書（写真は不要。新規の場合、訪問調査にて
拝見します。）
- ・様式第5号 事業所の付近見取図
- ・事業所の写真……………建物外観、看板、事務室内の各写真

※手数料（新規1万円、更新7千円）は、後日郵送する「納付書」
により、長久手市役所又は金融機関の窓口で納付してください。
（長久手浄化センターでは納付できません。）

- ① いずれかに○をご記入ください
- ② ご記入ください（元号も記載してください）
- ③ 以下の区分に応じてご記入ください
- ・法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号、
本店の所在地及び代表者氏名
 - ・個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名
- ④ ご連絡のつく電話番号・FAX番号をご記入下さい。ご連絡の
つく電話番号・FAX番号とは別にお客さま用の電話番号・FAX
番号がある場合等、電話番号・FAX番号が複数ある場合には、
併記の上、判別できるようにしてください
例：111-222-3333（連絡用）/111-444-5555（お客さま用）
666-777-8888（本店）/666-999-0000（支店）
123-456-7890（自宅）/123-456-7891（事業所）
- ⑤ あればご記入ください
- ⑥ 登記事項証明書（登記簿謄本）に記載されている代表者、
取締役、監査役の役員さまを全て記入してください。
- ⑦ 「管工事業」、「給排水設備工事業」、「下水道工事業」と
いった排水設備に関する事業を行う者であることが確認できる
ものをご記入ください

⑧ 事業の拠点となる事業所の名称をご記入ください

例：名水株式会社 中部支店

⑨ 事業の拠点となる事業所の住所をご記入ください

⑩ 選任する責任技術者全員の氏名、登録番号をご記入ください

※ただし、長久手市だけに指定の申請をする場合は、必ずしも全員の責任技術者の氏名を記載しなくても構いません。最低1名（以上）の責任技術者氏名、登録番号をご記入ください。

なお、本欄に記載した責任技術者について、今後、変更がある場合には、変更届が必要になります。

<新規申請についてのご注意>

長久手市の場合、令和5年9月30日から5年ごととなるように有効期限を設定します。申請してから指定までにかかる日数は概ね1か月程度です。

令和5年9月1日から令和10年8月31日までの新規申請の場合
→有効期間は、指定の日から令和10年9月30日までとなります。

誓 約 書

申請者、その代表者及び役員は、長久手市下水道排水設備指定工事店規則第3条第4号アからクまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

① 年 月 日

申請者

（氏名又は名称）

（住 所）

（代表者の氏名）

②

自 署
又は
印刷やゴム印による記名＋捺印

長久手市長 殿

① ご記入ください（元号も記載してください）

② 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号、
本店の所在地及び代表者氏名
- ・ 個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

注 誓約書に捺印は不要ですが、「代表者の氏名」の部分は、ご本人の署名（自署）である必要があります。ゴム印、スタンプ等による記名の場合は捺印が必要です。

※提出後に誓約の内容に適合しないことになった場合には、様式第8号により、休止又は廃止の届出をしてください。

責 任 技 術 者 名 簿

申請者（氏名又は名称）①

② 年 月 日現在

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	兼務状況
③	〒 ③	③	④ ☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐
	〒		☐

- 注 1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任している必要があります。
- 2 選任する責任技術者が、愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼任状況」の□の中にレ印をつけてください。
- 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

① 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号
- ・ 個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）及び本人の氏名

② 記入してください（元号も記載してください）

③ 責任技術者全員の氏名・住所・登録番号をご記入下さい
(※)

④ 選任する責任技術者が愛知県内の事業所について兼任している場合は「兼任状況」の口の中にレ印をつけてください。

※新規・更新の場合、長久手市だけに指定の申請をする場合は、必ずしも全員の責任技術者の氏名を記載しなくても構いません。最低1名（以上）の責任技術者氏名、登録番号をご記入ください。

他市町の分と併せて名古屋市の申請窓口申請する場合は、責任技術者は全員を登録する必要があります。

なお、本欄に記載した責任技術者について、指定期間中に変更がある場合には、変更届（様式第9号、17頁参照）必要になります。

- ・ 変更の場合は、名簿のうち、新たに登録する者全員の責任技術者証のコピーを添付してください。
- ・ 既に申請済の責任技術者が、責任技術者資格を更新した場合、変更届は不要です。

機 械 器 具 調 書

申請者（氏名又は名称） ①

② 年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
③	③	③	③	③

注 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

① 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 法人さま
 登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号
- ・ 個人事業主さま
 屋号（ない場合は不要）及び本人の氏名

② ご記入ください （元号も記載してください）

③ 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 管の切断用の機械器具
 パイプカッター等の管の切断用の機械器具
- ・ 管の加工用の機械器具
 やすり、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ・ 接合用の機械器具
 ガストーチ、パイプレンチ等の接合用の機械器具
- ・ 測量用の機械器具
 レベル、巻き尺等の測量用の機械器具
- ・ 掘削用の機械器具
 つるはし、ランマー等の掘削用の機械器具

※機械器具の写真は不要です。

様式第5号（第5条関係）

① 年 月 日

申請者（氏名又は名称） ②

事業所の付近見取図

③ 線 駅下車 バス・徒歩 分

④

注 最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。

- ① ご記入ください （元号を記載してください）
- ② 以下の区分に応じてご記入ください
- ・ 法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号
 - ・ 個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）及び本人の氏名
- ③ 最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄駅からの所要時間をご記入ください
- ④ 最寄り駅等からの地図をご記入ください。現地訪問や所在地確認のために用いますので、主な目標（施設名、交差点名、道路名等）を入れていただきますようお願いいたします

移転など、事業所の所在地を変更した場合は、様式第9号「指定店変更届」と共に提出してください。

事業所の写真を添付してください。
建物外観、看板表示及び事務室や打合せスペース等、事業の実態が分かるもの。

<手数料について>
長久手市の場合、再交付申請は5千円です。

様式第7号（第6条関係）

指定工事店証再交付申請書

長久手市長 殿

① 年 月 日

申請者 (氏名又は名称)
(住 所)
(代表者の氏名)

②

長久手市下水道排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定番号 第 ③ 号

2 申請の理由

④

① ご記入ください（元号も記載してください）

② 以下の区分に応じてご記入ください

- ・法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号、
本店の所在地及び代表者氏名
- ・個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

③ 指定番号をご記入ください

④ 再交付を申請する理由をご記入ください。

例・令和5年5月5日、移転の際に指定店証を紛失したため。

・令和5年4月1日、指定店証を誤って汚損してしまったため。

・この申請書は、指定店証の紛失、汚損、破損の際のみ提出してください。

※重要※

変更届に伴い、「指定店証」の記載事項の変更（指定店名（商号）、営業所所在地、代表者氏名）の変更をする場合は「変更届」だけでよく、この申請書は、提出不要です。

変更届の際に、「指定店証」の記載事項の変更があり、指定店証を添付すべき時に指定店証を紛失している場合であってもこの申請書は不要です。変更届の欄外に『指定店証は紛失のため添付していない。』と書いてください。）

第 8 号様式（第 8 条関係）

廃止

指定工事店 休止 届 ①

再開

長久手市長 殿

② 年 月 日

長久手市下水道排水設備指定工事店規則第 8 条の規定に基づき、指定工事店
① 廃止
の 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	③
住所	③
フリガナ 代表者の氏名	③
(廃止・休止・再開) の年月日	④
(廃止・休止・再開) の理由	⑤

① いずれかに○をご記入ください

② ご記入ください （元号も記載してください）

③ 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号、
本店の所在地及び代表者氏名
- ・ 個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

④ 指定工事店としての営業を廃止しようとする日、排水設備工事の事業を休止する日又は再開する日をご記入ください。

⑤ 理由をご記入ください。

例)

- ・ 廃止の場合：廃業したため
責任技術者が不在となったため
- ・ 休止の場合：長期入院のため
- ・ 再開の場合：病気が完治したため

注 廃止・休止の場合には、指定証をご返納ください。紛失等により返納ができない場合には、理由欄に返納できない理由も明記してください。後日、確認のためにお電話をさせていただく場合があります

<手数料について>
長久手市の場合、変更届の手数料は5千円です。

様式第9号（第8条関係）

指定工事店変更届

① 年 月 日

長久手市長 殿

長久手市下水道排水設備指定工事店規則第8条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	②		
住所	②		
フリガナ 代表者の氏名	②		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
③	③	③	③
1枚に書き切れない場合は、下記のように「別紙のとおり」と書き、別紙に、「変更に係る事項」～「変更年月日」を記載してください。			
別紙のとおり			

① ご記入ください。（元号も記載してください）

③の変更日以降に提出してください。変更予定では提出できません。

② 以下の区分に応じてご記入ください

- ・ 法人さま
登記事項証明書（登記簿謄本）に記載の商号、
本店の所在地及び代表者氏名
- ・ 個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

②の項目に変更がある場合は、変更後の内容を記入してください。

③ 変更に係る事項に応じてご記入ください。変更に係る事項は以下のとおりです

- ・ 組織形態の変更（例：合資会社→株式会社）※ ★
- ・ 法人における役員の変更 新しい役員がいる場合、誓約書が必要です。 ★
- ・ 名称の変更（例：社名変更、個人事業主の氏の変更）※ ★
- ・ 責任技術者の異動（責任技術者の選任、解任、交代）
- ・ 事業所の移転・住居表示の変更 ★
- ・ 電話番号・FAX番号・電子メールアドレスの変更

※ 個人から法人・法人から個人の変更や、会社の合併により別法人となる場合、個人事業主さまの代替わり（例：親→子）については、一旦現在の指定を廃止し、指定を取り直していただく必要があります

★の変更の場合、変更事項を登記した登記簿謄本を添付してください。

注 変更に係る事項によって、添付書類が異なります。後日、確認のためにお電話をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください

・ 「指定店証」の記載事項の変更（指定店名（商号）、営業所所在地、代表者氏名）の変更の場合は、「指定証」を添付して届出してください。
（「指定店工事店証再交付申請書」は、提出は不要です。紛失などで添付できないときは、変更届の卵塊に『指定店証は紛失のため添付していない。』と書いてください。）

・ 責任技術者の変更の場合は、様式第3号「責任技術者名簿」及び、新たに責任技術者として登録する人の分の「責任技術者証のコピー」を添付してください。

・ 事業所の移転の場合は、様式第5号「事業所の付近見取図」及び写真（事業所の建物外観、看板、事務室内部が分かるもの）を添付してください。